

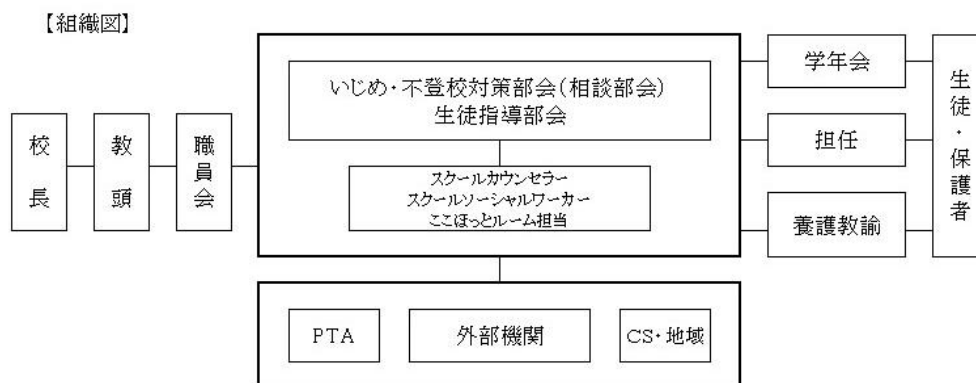
令和7年度 瀬戸市立水野中学校 いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織

- ・ いじめ不登校対策委員会…校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ不登校対策委員（学年担当）、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭
- ・ いじめ不登校対策部会（相談部会）…校長、教頭、いじめ不登校対策委員（学年担当）、養護教諭、SC、SSWR、“ここ”ほっとルーム担当
- ・ PTAとの連携（PTA総会・PTA役員会・PTA懇談会などを通して）
- ・ 子ども・若者センター、民生児童委員との連携
- ・ 第三者委員会…瀬戸市教育委員会に設置する



3 いじめの防止のための手立て

- (1) 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導
 - ・ よいこと見つけ等の活動を取り入れ、生徒をプラス評価する場面を増やす。
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその生徒のその後の変容を見届け評価する。
- (2) 良好な人間関係を築くための指導
 - ・ エゴグラムを、スクールカウンセラー・養護教諭・担任とともに、授業で行う。
 - ・ コミュニケーションスキルについて、養護教諭・担任で、授業を行う。
- (3) ネットいじめ防止を図る指導
 - ・ ネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの被害者、加害者とならないよう情報モラルを高める。
- (4) 人権教育
 - ・ いじめを生まない学級づくりをテーマに学級で話し合い、生徒の意識を高める。
 - ・ 12月の全国人権週間には、校長講話や学級での指導、道徳や「保健だより」などで人権について取り上げ、全校生徒や保護者に人権について考える場を設定する。
- (5) 生徒理解と観察
 - ・ 朝のSTで、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている生徒がいないか、表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聞く。
 - ・ 毎日の学習計画と記録「あゆみ」や スクールライフノート「心の天気」を活用して、生徒の心情を確認し、閲覧することによって、タイムリーに生徒の変化に気づき、声掛けを行う。
 - ・ 放課に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする生徒がいないかなど、孤立しがちな生徒をよく観察する。

- ・ 学級集団アセスメント（通称Q-U）を実施し、クラスに居場所があるか、いじめの侵害行為を受けていないか、生徒の様子をよく見て、必要に応じて担任が話を聞く。
- ・ 家庭での生徒の様子で、いつもと違った様子があれば、保護者から家庭連絡をしてもらえるように、はたらきかける。

(6) アンケートと教育相談

- ・ 学期に1回、「教育相談アンケート」を実施し、それを資料として、担任が生徒全員の教育相談を行う。（アンケートは5年保管）
- ・ 年1回「心と体のアンケート」を実施し、その中で生徒自身が抱える問題がある場合は、担任が個別に面談を行う。

(7) 全職員での情報交換

- ・ 定期的にいじめを含めた生徒指導について、全職員での情報交換の場をもつ。

4 いじめが発見された場合の対応

(1) 実態把握

- ・ いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員がまず対応し、担任・関係職員が、いじめの訴えや発見の内容などの実態を把握する。

(2) 各学年で対応を協議

- ・ 実態把握した職員は、学年主任に報告する。学年主任を中心に、今後の組織的な対応について具体的な手立てや役割分担を協議したうえで対応にあたる。
- ・ 学年主任は校長に、いじめの概要・対応のあり方について報告をするとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

(3) 相談部会の協議

- ・ 相談部会において、いじめの訴えや発見の内容を把握し、対応のあり方について、情報交換するとともに共通理解を図る。今後の組織的な対応についての具体的な手立てについて協議する。

(4) いじめ不登校対策委員会の協議

- ・ 相談部会を開いた後、必要に応じていじめ不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

(5) いじめ解消に向けての対応

- ・ いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ不登校対策委員を中心にしていじめ解消に向けて、組織的に対応する。

(6) 事後の支援

- ・ 被害生徒についても加害生徒についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ・ 被害生徒についても加害生徒についても、保護者への連絡をし、家庭でも様子を見守ってもらうよう協力と呼びかける。

5 重大事態への対処について

瀬戸市教育委員会・警察との連携…瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会や警察と連携をとりながら早期解決を図る。

6 その他

毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。